

新型コロナウイルス感染症支援制度

子育て中の皆さまに その他の支援制度は広報さんむ7月号に掲載していますのでご確認ください。

ひとり親世帯臨時特別給付金 (国の制度)

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯について、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため臨時特別給付金を支給します。

種別	支給対象者	給付額
基本給付	次の①～③のいずれかに該当する方 ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ②公的年金給付等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等)を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方	1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円 例) 子ども1人の世帯 5万円 子ども2人の世帯 8万円 子ども3人の世帯 11万円
追加給付	基本給付の給付対象者の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した方	1世帯5万円

【申請が不要な方】 基本給付の①に該当する方は申請不要です。

【申請が必要な方】 基本給付の②、③および追加給付に該当する方は、令和3年2月28日(日)までに申請をしてください。

詳しくは、子育て支援課にお問い合わせください。

子育て世帯への臨時特別給付金・ 子育て世帯応援給付金 (国と市の制度を合わせて支給)

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している世帯に対し、児童1人につき2万円(国:1万円、市:1万円)を支給します。なお、新高校1年生も対象です。

【申請が不要な方】

山武市から児童手当を受給している方(児童1人当たり月額一律5000円の特例給付の方は対象外)
※支給対象者へは、6月26日(金)に児童手当と同様の方法で支給しましたのでご確認ください。

【申請が必要な方】

公務員の方は申請が必要となりますので、国と市の給付金用のそれぞれの申請書に所属庁から支給対象者であることの証明を受けたうえで、令和2年12月15日(火)までに申請してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

☎ 子育て支援課 ☎0475(80)2631 [HP https://www.city.sammu.lg.jp/page/page002672.html](https://www.city.sammu.lg.jp/page/page002672.html)

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成の現況届等が必要です

■ 児童扶養手当

現在、児童扶養手当の認定を受けている方(支給停止中の方を含む)は、現況届の提出が必要です。

現況届は、8月1日の現況を確認し、児童扶養手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものです。提出が無い場合は、11月分以降の手当が受けられなくなります。なお、2年以上届出がない場合は、手当の支給を受ける権利がなくなります。

また、手当支給開始から5年(または支給要件に該当してから7年)を経過している方は、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」および関係書類も併せて提出してください。

※届出が必要な方には、7月末に届出書等を郵送しますが、届いていない場合にはご連絡ください。

☎ 子育て支援課 ☎0475(80)2631

■ ひとり親家庭等医療費等助成

ひとり親家庭等医療費等助成制度を利用されている方で、引き続きこの制度の利用を希望される方は届出が必要です。

届出されない場合は、11月分からの助成制度を利用できなくなります。

※この助成制度を利用されている方には7月末に申請用紙を郵送していますが、届いていない場合はご連絡ください。

提出期間 8月3日(月)～31日(月) (土日、祝日を除く)

休日受付 8月30日(日) 午前9時～午後5時

☎ 子育て支援課 ☎0475(80)2631

特定健康診査、後期高齢者健康診査 個別健診

種類	特定健康診査	後期高齢者健康診査						
対象者	40歳以上の国民健康保険被保険者	後期高齢者医療被保険者						
対象とならない方	<ul style="list-style-type: none"> 人間ドックや農協健診を受診し、市の費用助成を受ける（た）方 （介護等）施設入所中の方 妊産婦 半年以上入院されている方 長期間国外にいる方 等 	<ul style="list-style-type: none"> 人間ドックや農協健診を受診し、市の費用助成を受ける（た）方 （介護等）施設入所中の方 						
内容	身長・体重・腹囲・血圧・診察・血液検査・尿検査 ※腹囲測定は、国民健康保険に加入されている方のみ実施します。 ※医師の判断で、心電図および眼底検査を行うことがあります。							
費用	無料（令和2年度）	無料						
実施期間	8月3日から令和3年3月31日 (医療機関により実施期間が異なりますので受診を希望する指定医療機関にお問い合わせください。)							
受診の方法	<p>① 受診票発行</p> <p>↓</p> <p>② 受診予約</p> <p>↓</p> <p>③ 健診受診</p> <p>↓</p> <p>④ 結果返却</p> <p>国保年金課へ電話または来庁にてお申し込みください。 【国民健康保険被保険者】 → 国民健康保険係 ☎0475(80)1143 【後期高齢者医療被保険者】 → 高齢者医療年金係 ☎0475(80)1142</p> <p>受診を希望する指定医療機関に直接予約をお願いします。</p> <p>受診当日は、健康保険証と受診票を持参し、健診を受けてください。</p> <p>健診を受診した翌々月に本人宛に結果を返却します（ただし、健診結果により特定保健指導等の対象となられた方は保健師や栄養士からの説明後に結果を返却する場合があります）。</p>							
注意事項 (必ずお読みください)	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関により受付時間や実施日が異なります。 ●実施する医療機関の状況により希望どおりの予約ができない場合があります。 							
指定医療機関 (7月15日現在) 五十音順	<p>受診する前に必ず予約をお願いします</p> <table border="0"> <tr> <td>(山武市)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> あさば伝統医学クリニック ☎0475(86)3711 伊藤医院 ☎0475(82)2508 岩崎医院 ☎0479(86)2217 宇井医院 ☎0475(86)2522 京葉内科クリニック ☎0475(82)2400 さんむ医療センター ☎0475(82)2521 山武市国保日向診療所 ☎0475(88)1154 高橋医院 ☎0475(82)2450 花城医院 ☎0479(86)2233 姫島クリニック ☎0475(80)1726 日向台クリニック ☎0475(88)1491 松尾クリニック ☎0479(86)6482 明海クリニック ☎0475(80)5355 吉田クリニック ☎0475(82)0481 よしみ医院 ☎0475(82)8676 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 蓮沼二の2086 津辺238 松尾町猿尾311 蓮沼イの2243-3 成東744-1東総ビル2階 成東167 椎崎430 富口538 松尾町大堤136-3 姫島268-1 椎崎1354-2 松尾町大堤41-1 蓮沼イの1372-2 富田ト772 成東2406 千葉市中央区院内1-8-12 </td> </tr> <tr> <td>(千葉市)</td> <td>千葉診療所健診センター ☎043(225)8977</td> <td></td> </tr> </table>		(山武市)	<ul style="list-style-type: none"> あさば伝統医学クリニック ☎0475(86)3711 伊藤医院 ☎0475(82)2508 岩崎医院 ☎0479(86)2217 宇井医院 ☎0475(86)2522 京葉内科クリニック ☎0475(82)2400 さんむ医療センター ☎0475(82)2521 山武市国保日向診療所 ☎0475(88)1154 高橋医院 ☎0475(82)2450 花城医院 ☎0479(86)2233 姫島クリニック ☎0475(80)1726 日向台クリニック ☎0475(88)1491 松尾クリニック ☎0479(86)6482 明海クリニック ☎0475(80)5355 吉田クリニック ☎0475(82)0481 よしみ医院 ☎0475(82)8676 	<ul style="list-style-type: none"> 蓮沼二の2086 津辺238 松尾町猿尾311 蓮沼イの2243-3 成東744-1東総ビル2階 成東167 椎崎430 富口538 松尾町大堤136-3 姫島268-1 椎崎1354-2 松尾町大堤41-1 蓮沼イの1372-2 富田ト772 成東2406 千葉市中央区院内1-8-12 	(千葉市)	千葉診療所健診センター ☎043(225)8977	
(山武市)	<ul style="list-style-type: none"> あさば伝統医学クリニック ☎0475(86)3711 伊藤医院 ☎0475(82)2508 岩崎医院 ☎0479(86)2217 宇井医院 ☎0475(86)2522 京葉内科クリニック ☎0475(82)2400 さんむ医療センター ☎0475(82)2521 山武市国保日向診療所 ☎0475(88)1154 高橋医院 ☎0475(82)2450 花城医院 ☎0479(86)2233 姫島クリニック ☎0475(80)1726 日向台クリニック ☎0475(88)1491 松尾クリニック ☎0479(86)6482 明海クリニック ☎0475(80)5355 吉田クリニック ☎0475(82)0481 よしみ医院 ☎0475(82)8676 	<ul style="list-style-type: none"> 蓮沼二の2086 津辺238 松尾町猿尾311 蓮沼イの2243-3 成東744-1東総ビル2階 成東167 椎崎430 富口538 松尾町大堤136-3 姫島268-1 椎崎1354-2 松尾町大堤41-1 蓮沼イの1372-2 富田ト772 成東2406 千葉市中央区院内1-8-12 						
(千葉市)	千葉診療所健診センター ☎043(225)8977							

●出張型個別健診の実施について

今後、市公共施設を会場とした健診機関による個別健診を実施予定です。
 詳細は決まり次第、ホームページや広報紙にてお知らせします。

●特定保健指導等についてのごお願い

厚生労働省健康局・標準的な健診・保健指導プログラムにより実施される特定保健指導（動機付支援・積極的支援）等に該当された方は、保健師や栄養士からの説明後に結果返却をさせていただきますのでご協力をお願いします。

特定健康診査、後期高齢者健康診査、がん検診の『個別検診』のお知らせ

市内公共施設で行う特定健康診査、後期高齢者健康診査、乳がん・子宮がん検診、胃がん・大腸がん検診、肺がん・結核検診等の集団健(検)診は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の全日程をやむを得ず中止します。集団健(検)診を予定していた方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、特定健康診査、後期高齢者健康診査、乳がん・子宮がん検診、大腸がん検診は『個別健(検)診』を実施しますので、受診をお願いします。

受診可能な健(検)診一覧

健(検)診の種類	健(検)診対象者	
	年齢	加入医療保険
特定健康診査	40～74歳	国民健康保険
後期高齢者健康診査	75歳以上※	後期高齢者医療
乳がん検診	30歳以上	全ての保険
子宮がん検診	20歳以上	
大腸がん検診	40歳以上	

※障がい認定により加入されている75歳未満の方も含まれます。

健(検)診の種類	問い合わせ先
特定健康診査	国保年金課 国民健康保険係 ☎0475(80)1143
後期高齢者健康診査	国保年金課 高齢者医療年金係 ☎0475(80)1142
乳がん検診 子宮がん検診 大腸がん検診	健康支援課 成人保健係 ☎0475(80)1171

個別がん検診

種類	乳がん検診	子宮がん検診	大腸がん検診
対象者	30歳以上(平成3年3月31日以前に生まれた方)	20歳以上(平成13年3月31日以前に生まれた方)	40歳以上(昭和56年3月31日以前に生まれた方)
受診方法	健康支援課へ電話または来所にてお申し込みください。健康支援課 ☎0475(80)1171		
内容	30歳代・50歳代:超音波(エコー) 40歳代・60歳代:マンモグラフィ ※ペースメーカーを装着している方や豊胸手術を受けた方、シリコン等が入っている方は医療機関にご相談ください。	頸部細胞診	検便 (便潜血反応検査2日間法)
費用	超音波(エコー) 1800円 マンモグラフィ 2100円	2100円	500円
指定医療機関	・さんむ医療センター ・高根病院 ・ちば県民保健予防財団	・さんむ医療センター ・新八街総合病院 ・秋葉医院 ・河宇産婦人科 ・ひきたクリニック	・さんむ医療センター
申込期限	令和3年2月26日(金)(さんむ医療センターは令和3年2月15日(月)まで)		令和3年1月29日(金)

(年齢基準日 令和3年3月31日)

【受診時の留意事項】

- 受診時は必ずマスクを着用してください。
- 感染予防のため、次の方は受診をお断りしていますので、体調が回復してから受診してください。
 1. 風邪症状が持続している方
 2. 発熱(37.5℃以上)、咳、呼吸困難、だるさ、のどの痛み、鼻水、鼻閉、頭痛、関節痛、筋肉痛、下痢、嘔吐、吐き気、味覚・嗅覚症状のある方
 3. ご家族の中に、2の症状がある人のいる方
 4. 2週間以内に海外渡航歴がある方(およびそれらの方と接触歴のある方)
 5. 2週間以内に新型コロナウイルス感染症患者やその疑いがある方との接触歴のある方

お知らせ



健康・福祉

**8月はジェネリック医薬品
推進月間です**

ジェネリック医薬品は

- ①お財布にやさしい…新薬に比べ3～5割程度お薬代が安くなる場合が多いです。
- ②安心なお薬です…国が許可した薬だけが販売されています。
- ③変更は簡単。希望するだけ…かかりつけの医師または薬剤師に相談してみましょう。

市では、医療費の自己負担額軽減などを目的として、国民健康保険加入者の方を対象に、ジェネリック医薬品差額通知を8月中旬に送付します。処方中の薬をジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担額がどれくらい安くなるかをお知らせします。



対象となる方 令和元年4月に薬の処方を受けた20歳以上75歳未満の方で、ジェネリック医薬品に切り替えることで2000円以上を軽減できる方

☎ 国保年金課

☎ 0475(80)1143

医療費通知を 確認しましょう!

医療機関で受診された国民健康保険の被保険者(世帯主宛)に医療費通知(令和2年1～5月診療分)を8月中旬に郵送します。

内容に覚えがない場合

記載されている医療機関等で診療を受けていない、日数・回数が異なるなど不明な点がありましたら医療機関に確認してください。

※窓口負担額は、1円単位で記載されますが、実際に支払われた額は10円未満を四捨五入した額になります。

☎ 国保年金課

☎ 0475(80)1143

国民年金保険料の後払い (追納)制度があります

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を承認された期間は、保険料を全額納付した場合と比べて老後に受給できる年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であればさかのぼって納めることができます(追納制度)。

ただし、保険料の免除などを承認された期間の翌年度から数えて、3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、追納を希望する場合はお早目に年金事務所でお申し込みください。

☎ ねんきん加入者ダイヤル

☎ 0570(003)004

千葉年金事務所

☎ 043(242)6320

「特別児童扶養手当」などの所得状況届・現況届が必要です

次の各手当を受けている方は、所得状況届・現況届が必要です。現況届等の提出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなります。

特別児童扶養手当 家庭で障がいのある児童(20歳未満)を介護している父母または養育者に対して支給する手当です。

支給月額 1級 5万2500円
2級 3万4970円

※所得制限あり

特別障害者手当 著しく重度の障がい重複している状態にあり、日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の方(本人)に支給する手当です。

方(本人)に支給する手当です。
支給月額 2万7350円
※所得制限あり

障害児福祉手当 著しく重度の障がいの状態にあり、日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳未満の在宅の方(本人)に支給する手当です。
支給月額 1万4880円
※所得制限あり

なお、届出が必要な方には、届出書等を郵送しますので、内容をご確認のうえ、**8月12日(水)～9月11日(金)**までの間に、必ずご提出ください。
☎ 社会福祉課

☎ 0475(80)2614

長寿祝金を贈呈します

9月1日現在、市内に1年以上住民登録のある満88歳および満99歳の年齢に達した方に長寿祝金を贈呈します。なお、対象となる方には、9月中旬頃に申請書等を郵送しますので、手続きをお願いします。

※結婚50周年の祝金贈呈は、令和元年度で終了となりました。

☎ 高齢者福祉課

☎ 0475(80)2642



国民健康保険・後期高齢者医療加入の方へ

医療費が高額になりそうなときは「限度額適用認定証」の申請手続きを

医療費が高額になりそうなときはあらかじめ「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示することにより、1カ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。



ちーこちゃん

1. 70歳未満の国民健康保険加入者で国民健康保険税の未納のない方

区分	所得区分	自己負担限度額(月額)
ア	所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【多数回該当: 140,100円】
イ	所得 600万円超901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【多数回該当: 93,000円】
ウ	所得 210万円超600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当: 44,400円】
エ	所得 210万円以下	57,600円 【多数回該当: 44,400円】
オ	住民税 非課税世帯	35,400円 【多数回該当: 24,600円】

◎表中の「所得」とは、基礎控除後の「総所得金額等」になります。

◎所得の申告がない場合は区分アとみなされますのでご注意ください。

◎表中の「多数回該当」とは、過去12カ月の間に、同一世帯で4回以上該当したときの4回目以降の限度額になります。

◎入院時の食事代や保険適用外の差額ベッド代などは対象外です。

2. 70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者および後期高齢者医療加入者の方

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
①現役並み所得者	現役並みⅢ(所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【多数回該当 140,100円】	
	現役並みⅡ(所得380万円以上690万円未満)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【多数回該当 93,000円】	
	現役並みⅠ(所得145万円以上380万円未満)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【多数回該当 44,400円】	
②一般 (①および③以外)		18,000円【年間限度額 144,000円】	57,600円【多数回該当 44,400円】
③低所得者(住民税非課税世帯)	低所得Ⅱ(・区分Ⅱ)	8,000円【年間限度額 144,000円】	24,600円
	低所得Ⅰ(・区分Ⅰ)	8,000円【年間限度額 144,000円】	15,000円

※後期高齢者医療の方は、③低所得者は住民税非課税世帯、低所得Ⅱは区分Ⅱ、低所得Ⅰは区分Ⅰと読み替えます。

◎低所得Ⅱ…同一世帯の世帯主および国保被保険者(後期高齢者医療は、世帯の全員)が住民税非課税の世帯に属する方(低所得Ⅰ(区分Ⅰ)を除く)

◎低所得Ⅰ…同一世帯の世帯主および国保被保険者(後期高齢者医療は、世帯の全員)が住民税非課税で、各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に属する方

※所得区分が現役並みⅢまたは一般の方は申請の必要はありません。

3. 世帯の国民健康保険加入者全員(国民健康保険に加入していない世帯主も含む。後期高齢者医療は、世帯の全員)が住民税非課税の方

住民税非課税世帯の方は、医療費のほかにも、入院時食事代の標準負担額が一般(住民税課税世帯)に比べ減額できます。

所得区分	入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)	
一般(住民税課税世帯)	460円	
区分オまたは低所得Ⅱ(・区分Ⅱ)	90日までの入院(過去12カ月の入院日数)	210円
	90日を超える入院(過去12カ月の入院日数)	160円
低所得Ⅰ(・区分Ⅰ)	100円	

※手続きに必要なもの

・保険証 ・印かん(認印)

※認定証の有効期限は毎年7月31日までとなります。すでに交付されている方も引き続き認定を受ける場合は、再度申請が必要となります(後期高齢者医療は、区分が同じ場合に限り自動的に交付されます)。

※1月2日以降に転入された方は、1月1日現在にお住まいであった市区町村の「所得証明書(非課税証明書)」をお持ちください。(国保のみ)

☎・☎ 国保年金課

国民健康保険の方

☎0475(80)1143

後期高齢者医療の方

☎0475(80)1142

お知らせ



子育て・教育

みんなの力で 防ごう児童虐待

児童福祉法・児童虐待防止法改正により令和2年4月1日から、しつけと称しての体罰は虐待になります。児童虐待には、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」があります。このような虐待を受けたと思われる児童(18歳未満)がいましたら、山武市家庭児童相談室までご連絡ください。ご連絡いただいた方の秘密は守られます。休日、夜間については、警察110、または児童相談所189(イチハヤク)まで。

市の相談窓口 家庭児童相談室

相談日 月～金曜日(祝・休日を除く)

相談時間 午前9時～午後5時

☎0475(80)2634



暮らし・環境

山武の地域資源の活用に取り 組む方を応援します！

市では、意欲ある農林漁業者、商工業者が行う山武市の地域資源を活用した6次産業化や農工商連携による取り組みを支援する補助制度を設けており、現在、補助制度の利用者について、2次募集を行っています。

製品等の開発や製品等の開発に必要な生産加工施設、販売施設の整備を計画されている方はご利用についてご検討ください。

補助対象者

市内に住所を有する個人または事務所を有する法人その他の団体等

対象事業および補助金額

① 製品等開発

補助対象経費の2分の1以内
(上限金額50万円)

② 生産加工施設・機械整備

補助対象経費の2分の1以内
(上限金額100万円)

③ 加工・販売施設整備

補助対象経費の2分の1以内
(上限金額100万円)

申請方法

市ホームページに掲載されている募集要項をご覧ください

るか、わがまち活性課までお問い合わせください。

採択方法

事業計画について、審査委員による審査会を行い、採択されたものについて補助を行います。

募集期限

事業認定額が予算額に達するまで毎月10日(当日が市の休日の場合は、市の休日の翌日)を期限として受け付けを行い、月末までに認定の可否を決定します。

なお、本年度の最終受付期限は、12月10日(木)までとします。

☎ わがまち活性課

☎0475(80)1201

✉wagamachikassei@city.sammu.

lg.jp

住宅リフォーム補助

市内施工業者を利用して行う、個人住宅のリフォーム工事費用の一部を補助します。



対象者

- ① 山武市の住民基本台帳に登録があり、市内に居住している方
- ② 世帯全員が市税などの滞納が無

い方

対象住宅

市内の自らが居住している住宅

(集合住宅等は個人専有部分・店舗等の併用住宅は個人住宅部分)

対象工事

- ① 市内施工業者の行うリフォーム工事で、工事費が10万円(消費税を除く)以上であるもの
- ② 他の補助制度との併用がないもの
- ③ 令和3年2月末日までに工事を完了し、実績報告ができるもの

補助金額

補助対象費用(税抜工事費)の10分の1の額(上限20万円)

申込受付

8月7日(金)から21日(金)まで

※先着順ではありません(申し込み多数の場合は抽選)。

その他

- ① 契約済みの工事は対象外です。
- ② 令和元年台風第15号、台風第19号および10月25日の大雨による被害箇所の修繕工事は対象外です。
- ③ 補助は同一世帯について1回限りです。

☎ 都市整備課

☎0475(80)1192



交通災害共済

8月は一斉加入月間 家族そろってご加入を

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営している安心、有利な制度です。

現在加入している交通災害共済の共済期間は8月31日までです。

令和2年度の加入申込期間 **8月3日(月)～31日(月)**

共済期間と年会費

申込日	共済期間	会費(1人あたり)
8月31日まで	9月1日～令和3年8月31日	700円
9月1日以降	加入申込日翌日～令和3年8月31日	加入月により700～100円



見舞金の額

死亡見舞金	150万円
傷害見舞金	入院・通院実日数により2万～50万円
身障見舞金(1級または2級)	傷害見舞金のほか50万円
交通遺児見舞金	交通遺児1人につき10万円

加入方法

申込書を記入のうえ、会費を添えて市民課または各出張所に提出してください(申込書は市民課・各出張所にもあります)。

※市内幼稚園、こども園、小・中学校に在籍している場合は、会費が安い「集団加入」をすることができます。6月期に加入ができなかった方は、学校などを通じて早めに申し込みをしてください。

見舞金の対象となる事故

自動車やオートバイなどによる交通事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故(原則として人身事故扱いとなった事故)が対象となります。

☎ 市民課 ☎0475(80)1271

☎

社会福祉課

0475(80)2612

罹災証明書の判定	千葉県		山武市		合計
	一次配分	二次配分	一次配分	二次配分	
全壊(半壊解体を含む)	30万円	30万円	3万円	5万円	68万円
半壊	15万円	15万円	1万5000円	2万5000円	34万円
床上浸水	3万円	3万円	3000円	5000円	6万8000円
一部損壊	1万円	-	1000円	-	1万1000円

令和元年台風15号、19号および10月25日の大雨によって被害を受けた方への山武市災害義援金の配分は、7月末の申請をもって、終了しました。なお、千葉県災害義援金は現在も配分しています。

山武市災害義援金の配分を終了しました



◆地域で必要な防災用品を購入するときの補助制度

地域で防災用の物資を購入するときに、地区または自治会単位で自主防災組織を立ち上げることで補助制度を利用できます。自主防災組織とは、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織です。災害に強いまちづくりを進め、地域の防災力を向上させましょう。現在自主防災組織が設立されていない地域は、区や自治会の集まりなどを利用して、地域の防災について話し合い、自主防災組織の立ち上げについてご検討ください。

自主防災組織に対する補助金は次のとおりです。

①山武市自主防災組織設置促進事業補助金

新たに設置した自主防災組織が防災資機材を購入する際、購入費の一部を補助します。

活用事例：災害時に使用する発電機や車イスを購入し地域の共同利用施設に設置した など

②山武市自主防災組織活動促進支援事業補助金

自主防災組織の活動費に対して一部を補助します。

活用事例：地域で防災訓練を実施する際の費用 など



避難所での過ごし方



昨年度、台風の発生時には多くの方が避難所を利用しました。その経験を踏まえ、今後、避難した際により安心・安全に過ごせるよう避難所の考え方や利用する際に注意していただきたいことについて、お知らせします。

避難所を利用する際のお願い

- ①避難所の運営は、地区町内会や自主防災組織等が主体となって行うことが基本となりますので、受付作業や物資の配布等にご協力ください。
- ②避難する際は、家族単位で避難者名簿に必要事項（氏名、住所、連絡先等）の記載をお願いします。退所される際も名簿に退所時間等を記入してください。
- ③犬、猫などのペットを他の避難者と同室内に入れることはできません。ご友人・民間事業者での預かりやケージなどに入れて車内等での対応をお願いします。
- ④避難所では責任者の指示に従うとともに、避難所利用時の注意事項を確認していただき、「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」、「土足厳禁」等の指示、掲示される内容にご協力ください。

避難所利用時の注意事項

- ・ 所定の場所以外での喫煙はできません（室内は原則として火気厳禁です）
 - ・ 飲酒はできません
 - ・ トイレは最も密接な共用施設です。きれいに使うことを心がけてください
 - ・ ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場は清潔に保ちましょう
 - ・ 原則として、介護が必要な方の対応は家族などの付き添いの方が行うようにしてください
- ⑤避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃をめぐり順次閉鎖します。また、避難者の減少に伴い、避難所を移動していただくことがありますので、対応をお願いします。

※以上のルールを守り、安心・安全な避難所生活を送れるようご協力をお願いします。

問 消防防災課 ☎ 0475 (80) 1116